

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業者の登録に関する省令の一部改正案の概要

農林水産省食料産業局

バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

1. 趣旨

登録再生利用事業者は、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきた。一方で、登録を受けた事業者の中には、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなったものや、適切な再生利用事業が実施されていなかったもの等の不適正処理事例が発生している。

このような状況を踏まえ、登録再生利用事業者による再生利用事業の的確な実施を確保するため、再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用製品の製造・販売の実績を考慮するよう、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業者の登録に関する省令を一部改正する。

2. 改正の概要

(1) 登録の基準に追加する内容

○再生利用事業者が行う者が当該再生利用事業の実績を有すること

(2) 申請書に添付すべき書類に追加する内容

○当該申請をしようとする者の過去1年間の特定肥飼料等の製造量、販売量並びに販売先の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先を記載した書類

3. スケジュール

4月上旬～5月上旬 省令改正案のパブリックコメント

6月 改正省令の公布